

## 三田市土地の埋立て等の事前協議に関する指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土砂等による土地の埋立て等の事前協議について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、三田市土地の埋立て等の規制に関する条例(平成13年三田市条例第42号。以下「条例」という。)で定める用語の意義に例による。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、事業区域の面積が3,000平方メートル以上の埋立て等及び、条例第5条第2項第1号の規定に該当するもので、市長が特に必要と認める埋立て等について適用する。

(事前協議書)

第4条 条例第5条第1項に規定する埋立て等の許可を受けようとする者は、その許可申請の前に、又、条例第5条第2項第1号の規定に該当するもので、市長が特に必要と認める埋立て等を行う者は、他の法令等の手続に合わせ、埋立て等事前協議書(以下「事前協議書」という。)に、次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1)位置図及び付近見取り図
- (2)現況平面図及び現況縦横断面図
- (3)現況排水平面図及び現況排水縦横断面図
- (4)計画平面図及び計画縦横断面図
- (5)計画排水平面図及び計画排水縦横断面図
- (6)事業区域内の土地の公図の写し
- (7)土砂等の搬出入経路図
- (8)事業区域と公有地との境界確定図
- (9)擁壁等工作物の平面図及び構造図
- (10)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(事前協議書等の提出部数)

第5条 前条に規定する事前協議書及びこれに添付する図書の提出部数は、正本1通及びその写し1通とする。

(地域説明会の開催等)

第6条 事前協議書を提出した者(以下「事前協議者」という。)は、その事業区域周辺の関係者の理解を得るため、直ちに埋立て等の事業及び工事方法の概要等について、自治会その他の関係者への事前説明会を開催しなければならない。

2 事前協議者は、前項に規定する地域説明会で自治会その他の関係者から出された意見、要望等に対しては、誠意をもって対応しなければならない。

3 事前協議者は、第1項に規定する地域説明会を開催した場合は、速やかにその記録を市長に提出しなければならない。

(事前協議済の通知)

第7条 市長は、埋立て等の事前協議が整ったときは、埋立て等事前協議済書により事前協議者に通知するものとする。

(申請書の提出時期)

第8条 条例第6条第1項に規定する申請書等の提出は、前条に規定する埋立て等事前協議済書の通知を受けた後に行うものとする。

付則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。